

柏市サイクル協会会則

第一条（名称）

この会は、「柏市サイクル協会」（以下本会とする）と称する。

第二条（事務所）

本会の事務所は、柏市豊四季 644-29 番地に置く。

第三条（目的）

本会は柏市及びその周辺地域の自転車愛好者を対象に、サイクリング、自転車競技に関する事業を行い、これを通じて、自転車に関する指導、講習、及びスポーツとしての自転車活動の振興と健康の増進を目的とする。

第四条（事業）

日祝日の朝練習会

サイクリング（短距離、中長距離ツーリング等）

自転車競技への参加

一般の初心者を対象とした自転車教室の実施などの地域貢献

第五条（構成員）

参加を希望する者のすべてとし、入退会は自由とする。

ただし、以下の禁止事項に抵触したものは入会できない。

本会を通じての宗教活動等、他のメンバーへの誹謗中傷、マナーに著しく反した行為

第六条（会員の責任）

会員は安全に行動するために互いに援助・協力・補助を惜しまない。

会員は道路交通法規を遵守する。

会員は自転車事故に対応する賠償責任補償付き傷害保険に加入する。

会員は入会の際に、氏名、年齢、住所、電話番号を役員に報告する。

会員は本会 を通して知り得た個人情報を本人の承諾なくして外部に開示しない。

個人情報とは氏名、年齢、国籍、電話番号、職業、住所、勤務先、メールアドレス等、本人の責
によって開示すべき情報を指す。

第七条（機関）

本会の議決機関として理事会を置く。

理事会の構成員（以下役員とする）は次のとおりとする。

理事長 1 名

理事 6 名以上

監事 1 名

必要に応じ助言者としての会長 1 名

顧問 若干名

第八条（理事会）

理事長が定時（毎年3月）または必要に応じて招集し、次の事項を議決する、
年度事業報告及び決算の承認
年度事業計画及び予算の承認
役員を選任
本会の解散、合併に関する事項
会員の除名に関する事項
その他、本会の運営に関する重要事項
理事会は役員（会長、理事長、理事、監事）の2分の1以上の出席を
もって成立し、出席者の過半数の賛同を得て議決する。

第九条（役員）

役員の種類と機能

会長 本会の運営に関する助言

理事長 1名 本会を統括し代表する。ただし、理事長が事故等で機能を果たせない場合は、
理事から理事長代行を選任する

理事 6名以上 理事長、を補佐し、助言をする

監事 1名以上 役員の仕事執行を監査する。また、監事は、役員または理事会が機能しないと認めた
時は、監事が理事会を招集し、議長を務める。
役員の仕事任期は1年とし、再任を妨げない。

第十条（事業年度）

事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第十一条（会計）

本会は会員から会費の徴収等を行わない。

本会の経費は、補助金、助成金、寄付金その他の収入を以てこれに充てる。

2. 会計処理及び管理方法は理事会が定める。

第十二条（会則の改正）

会則の改正は理事会の総数の3分の2以上の賛成をもって決する。

第十三条（その他の規則）

この規会則に定めのない事項及び必要な細則は役員理事会が定める。

第十四条（施行日）

この会則は平成27年4月1日から施行する。

第十六条（改正年月日）

改正年月日 令和5年7月1日